発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	令和４年 12 月 28 日
【発行者の名称】	株式会社ＱＬＳホールディングス （ＱＬＳ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ　Ｃｏ．，　Ｌｔｄ）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　雨田　武史
【本店の所在の場所】	大阪市浪速区難波中一丁目 12 番５号
【電話番号】	(06)6575-9845（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO 管理本部長　　豊田　尚孝
【担当 J-Adviser の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　永堀　真
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町４番２号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所　TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりであります。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ＱＬＳホールディングス https://qlshd.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

１　TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部　第３　４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２　発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3　TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4　東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第３期中間期	第４期中間期	第５期中間期	第３期	第４期
会計期間		自　令和２年４月１日 至　令和２年９月30日	自　令和３年４月１日 至　令和３年９月30日	自　令和４年４月１日 至　令和４年９月30日	自　令和２年４月１日 至　令和３年３月31日	自　令和３年４月１日 至　令和４年３月31日
売上高	（千円）	2,074,654	2,702,639	3,285,499	4,468,617	5,638,130
経常利益又は経常損失（△）	（千円）	△65,575	163,609	105,665	55,985	139,829
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益又は親会社株主に帰属する中間（当期）純損失（△）	（千円）	△53,990	112,418	71,711	△164,242	13,445
中間包括利益又は包括利益	（千円）	△53,990	112,418	71,711	△164,242	13,445
純資産額	（千円）	636,103	638,270	611,143	525,852	539,297
総資産額	（千円）	3,224,680	3,675,015	4,229,754	4,202,870	4,718,052
１株当たり純資産額	（円）	315.75	316.83	303.36	261.03	267.70
１株当たり配当額（うち１株当たり中間配当額）	（円）	― （―）	― （―）	― （―）	― （―）	― （―）
１株当たり中間（当期）純利益又は１株当たり中間（当期）純損失（△）	（円）	△26.80	55.80	35.60	△81.53	6.67
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	（円）	―	―	―	―	―
自己資本比率	（％）	19.7	17.4	14.4	12.5	11.4
自己資本利益率	（％）	△8.1	19.3	12.5	△27.0	2.5
株価収益率	（倍）	―	―	―	―	―
配当性向	（％）	―	―	―	―	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	697,991	1,345,565	1,290,689	610,070	1,123,350
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△654,897	△605,330	△192,633	△1,518,789	△1,697,592
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	244,925	△543,938	△630,406	1,029,064	597,185
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（千円）	1,126,834	1,155,456	1,449,752	959,159	982,102
従業員数（ほか、平均臨時雇用者数）	（人）	463 （492）	557 （597）	672 （579）	490 （543）	559 （555）

（注）１．潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、第３期中間期及び第３期は潜在株式が存在しないため、また、１株当たり中間（当期）純損失であるため、記載しておりません。第４期中間期及び第４期は潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第５期中間期は新株予約権の残高はありますが、当社株式の売買実績が無く期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

２．株価収益率については、第３期中間期及び第３期は当社株式の売買実績がなく株価が把握できないため、また、１株当たり中間（当期）純損失であるため、記載しておりません。第４期中間期、第４期、及び第５期中間期は当社株式の売買実績がなく株価が把握できないため、記載しておりません。

３．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため、記載しておりません。

４．従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数は、年間平均人員（中間期については中間連結会計期間の平均人員）を（ ）外数で記載しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

令和４年９月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
保育事業	512（180）
介護福祉事業	121（229）
人材派遣事業	10（149）
報告セグメント計	643（558）
その他事業	8（19）
全社（共通）	21（2）
合計	672（579）

（注）１．従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

２．全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 発行者の状況

令和４年９月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
全社（共通）	14（1）

（注）１．従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

２．当社は持株会社であり、当社の従業員は「全社（共通）」に属しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３【事業の状況】

１【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、新型コロナウィルス感染症における行動制限の緩和等により、社会経済活動に回復の動きが見受けられましたが、エネルギー・原材料価格の高騰、急速な円安に伴う物価上昇など、先行き不透明な状況が依然として続いております。

このような環境の中、当社グループは、保育事業においては南小岩保育園、平井保育園、菊川保育園、東中野保育園、谷六保育園、板橋本町保育園の６施設の運営が始まったことにより、売上高は2,297,928千円（前年同期比19.7%増）となりましたが、人件費が増加したことにより、セグメント利益は385,022千円（前年同期比20.8%減）となりました。

介護福祉事業においては、児童発達支援を行うクオリスキッズぷらす、訪問看護事業を行う訪問看護うめちゃんの運営が始まり、既存の居宅介護支援や訪問介護、放課後等デイサービスが堅調に推移したことにより、売上高は476,733千円（前年同期比12.6%増）となりましたが、人件費が増加したことにより、セグメント損失は7,510千円（前年同期は25,396千円のセグメント利益）となりました。

人材派遣事業においては、主力である大手自動車メーカーへの派遣業務が新型コロナウィルスの影響による低迷から抜け出し、売上高は372,982千円（前年同期比20.5%増）となり、セグメント利益は5,069千円（前年同期比69.8%増）となりました。

その他事業においては、業務請負による通信機器の販売が好調だったことにより、売上高は137,855千円（前年同期比61.9%増）となりましたが、業務委託費の増加により、セグメント利益は5,461千円（前年同期比39.7%減）となりました。

以上の結果、当社グループの当中間連結会計期間の売上高は3,285,499千円（前年同期比21.6%増）、営業利益は102,496千円（前年同期比47.5%減）、経常利益は105,665千円（前年同期比35.4%減）、親会社株主に帰属する中間純利益は71,711千円（前年同期比36.2%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ467,649千円増加し、1,449,752千円となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間と比べ54,875千円収入が減少し、1,290,689千円の収入となりました。収入の主な内訳は、税金等調整前中間純利益110,345千円、賞与引当金の増加額81,313千円、整備補助金の受取額1,065,095千円、未収入金の減少額87,255千円であり、支出の主な内訳は、売上債権の増加額31,006千円、法人税等の支払額26,150千円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間と比べ412,697千円支出が減少し、192,633千円の支出となりました。支出の主な内訳は、有形固定資産の取得による支出186,890千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間と比べ86,468千円支出が増加し、630,406千円の支出となりました。収入の内訳は、短期借入れによる収入263,000千円、長期借入れによる収入991,000千円であり、支出の内訳は、短期借入金の返済による支出1,434,695千円、長期借入金の返済による支出404,711千円、社債の償還による支出45,000千円であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループは受注活動を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 （自　令和４年４月１日 至　令和４年９月30日）	前年同期比（%）
保育事業（千円）	2,297,928	119.7
介護福祉事業（千円）	476,733	112.6
人材派遣事業（千円）	372,982	120.5
報告セグメント計（千円）	3,147,644	118.7
その他事業（千円）	137,855	161.9
合計（千円）	3,285,499	120.0

（注）１．セグメント間取引については、相殺消去しております。

２．主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合

相手先	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額（千円）	割合（%）	金額（千円）	割合（%）
東京都	1,146,786	42.4	1,473,087	44.8
大阪市	304,630	11.3	355,904	10.8
横浜市	238,698	8.8	244,324	7.4

３【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、重要な変更はありません。

４【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または令和４年６月30日に公表した発行者情報に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に説明いたします。

担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのはフィリップ証券株式会社（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り１か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する１か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

＜J-Adviser契約上の義務＞

- 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社が上場会社となった後に、その連結会計年度の末日に、債務超過の状態である場合(上場後３年間に終了する連結会計年度において債務超過の状態となった場合を除く。)において、１年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり、銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合(但し、当社が同社に対して同社が合理的に満足する再建計画を開示した場合を除く。)

④ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合又はこれに準ずる状態になった場合

⑤ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(イ：非上場会社を完全子会社とする株式交換、ロ：会社分割による非上場会社からの事業の継承、ハ：非上場会社からの事業の譲受け、ニ：会社分割による他への事業の継承、ホ：他の者への事業の譲渡、ヘ：非上場会社との業務上の提携、ト：第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、チ：その他非上場会社の吸収合併又はこれらイからトまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合において、当該上場会社が実質的な存続会社でないと同社が認めたとき

⑥ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当増資により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式などの転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑦ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例等に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑧ 虚偽記載又は不適正意見など次のイ又はロに該当する場合

イ 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

ロ 当社が財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、当社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑨ 法令違反及び上場規程違反等

当社が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合

⑩ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑪ 株式の譲渡制限

当社が当社株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑫ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑬ 指定振替機関における取扱い

当社が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑭ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合で、かつ、株主及び投資家の利益を侵害する恐れが大きいと同社が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合

⑮ 全部取得

当社が当社株式の全部を取得する場合

⑯ 反社会的勢力の関与

当社が、反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき。

⑰ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東京証券取引所が当社の上場廃止を適当と認めた場合

＜J-Adiviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

① いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り１か月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

② 前項の定めにかかわらず、当社及び同社は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、１か月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

③ 契約解除する場合、特段の事情のない限り同社は、あらかじめ本契約を解除する旨を東京証券取引所に通知しなければならない。

なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者により、一定の会計基準の範囲内で、かつ、合理的と考えられる見積りが行われている部分があり、資産・負債、収益・費用の金額に反映されております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

詳細につきましては、「第６ 経理の状況 １【中間連結財務諸表等】 (1) 【中間連結財務諸表】【注記事項】（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

（資産の部）

当中間連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ488,298千円減少し、4,229,754千円となりました。流動資産は、前連結会計年度末に比べ460,727千円減少し、2,564,607千円となりました。これは主に、未収入金の減少963,892千円によるものであります。固定資産は、前連結会計年度末に比べ27,570千円減少し、1,665,147千円となりました。これは主に、減価償却費23,119千円によるものであります。

（負債の部）

当中間連結会計期間末の総負債は、前連結会計年度末に比べ560,144千円減少し、3,618,610千円となりました。流動負債は、前連結会計年度末に比べ991,519千円減少し、1,739,150千円となりました。これは主に、短期借入金の減少1,171,695千円によるものであります。固定負債は、前連結会計年度末に比べ431,375千円増加し、1,879,460千円となりました。これは主に、認可保育所等の新規開設に伴う設備投資のため、長期借入金が476,366千円増加したことによるものであります。

（純資産の部）

当中間連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末に比べ71,845千円増加し、611,143千円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する中間純利益71,711千円を計上したことに伴う利益剰余金の増加によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「１　業績等の概要　（１）業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの状況

「１　業績等の概要　（２）キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第４【設備の状況】

１【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

なお、下記「重要な設備計画の完了」にある通り、新規開園の保育所にかかる投資は完了しておりますが、直接減額方式での圧縮記帳を行っているため、影響は軽微であります。

２【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の完了

前連結会計年度末に計画していた設備計画のうち、当中間連結会計期間に完了したものは、次のとおりであります。

事業所名 （所在地）	セグメントの名称	設備の 内容	投資額 （千円）	完了年月
認可保育所 （東京都１か所）	保育事業	保育施設設備	208,674	令和４年９月

(2) 重要な設備の新設

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設の計画はありません。

(3) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第５【発行者の状況】

１【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	中間連結会計期間末現在発行数（株）（令和４年９月30日）	公表日現在発行数（株）（令和４年12月28日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,058,240	6,043,680	2,014,560	2,014,560	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	8,058,240	6,043,680	2,014,560	2,014,560	－	－

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
決議年月日	令和４年３月30日	令和４年３月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員　15 当社子会社従業員　55	当社取締役　３ 当社監査役　１
新株予約権の数（個）	1,395[1,395]　（注）１	1,568[1,568]　（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 139,500[139,500]	普通株式 156,800[156,800]
新株予約権の行使時の払込金額（円）	新株予約権１個につき40,000　（注）２	
新株予約権の行使期間	自　令和６年４月16日 至　令和14年３月30日	自　令和５年６月１日 至　令和９年５月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　400 資本組入額　200（注）３	
新株予約権の行使の条件	（注）４	（注）５
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）６	

※当中間会計期間の末日（令和４年９月30日）における内容を記載しております。当中間会計期間の末日から提出日の前月末現在（令和４年11月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[　]内に記載しており、その他の事項については当中間会計期間の末日における内容から変更はありません。

（注）１．本新株予約権１個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする。
なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予

約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割（又は併合）の比率

また、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

２．当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

３．ⅰ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ⅱ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記ⅰ記載の資本金等増加限度額から、上記ⅰに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

４．第１回新株予約権の行使条件

ⅰ　新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

ⅱ　新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

ⅲ　新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

ⅳ　新株予約権の一部行使はできない。

ⅴ　本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

５．第２回新株予約権の行使条件

ⅰ　新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、令和４年３月期における、当社が提出した発行者情報（有価証券報告書を作成している場合、有価証券報告書とする。以下同じ）に記載される監査済みの当社連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書とする。以下同じ）において、経常利益の額が 200 百万円以上の場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、上記の経常利益の判定において、権利確定条件付き有償新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとする。

ⅱ　新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様

式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

iii 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

iv 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

v 新株予約権の１個未満の行使を行うことはできない。

６．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

ii 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記３．i に準じて決定する。

iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記３．ii で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記iii に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

v 新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

vii 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

viii その他新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

ix 新株予約権の取得事由及び条件

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上表の「新株予約権の行使の条件」に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

x その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
令和４年４月１日～令和４年９月30日	－	2,014,560	－	30,000	－	－

(4)【大株主の状況】

令和４年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
雨田　武史	大阪市福島区	2,014,460	99.9
株式会社エンタープライズ	東京都台東区東上野２丁目15－11	100	0.0
計	―	2,014,560	100.0

(5)【議決権の状況】

①【発行済株式】

令和４年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	－	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式 2,014,500	20,145	権利内容に何ら限定のない、当社株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 60	－	－
発行済株式総数	2,014,560		－
総株主の議決権	－	20,145	－

②【自己株式等】

該当事項はありません。

２【株価の推移】

【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	令和４年４月	５月	６月	７月	８月	９月
最高（円）	－	－	－	－	－	－
最低（円）	－	－	－	－	－	－

（注）当社は東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しておりますが、令和４年４月から９月については、売買実績はありません。

３【役員の状況】

令和４年６月30日付発行者情報公表日後、当発行者情報公表日までの役員の異動はありません。

第６【経理の状況】

１．中間連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

２．監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、当中間連結会計期間（令和４年４月１日から令和４年９月30日まで）の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスの中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】

①【中間連結貸借対照表】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （令和４年３月31日）	当中間連結会計期間 （令和４年９月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 1,123,429	※1 1,593,780
受取手形	318	858
売掛金	635,467	665,933
貯蔵品	1,170	1,170
未収入金	1,179,493	215,601
その他	85,455	87,262
流動資産合計	3,025,334	2,564,607
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※1、※3 746,344	※1、※3 748,997
減価償却累計額	△271,228	△288,079
建物及び構築物（純額）	475,116	460,917
車両運搬具	6,319	6,497
減価償却累計額	△4,367	△5,055
車両運搬具（純額）	1,952	1,442
工具、器具及び備品	※3 15,113	※3 16,641
減価償却累計額	△8,580	△10,213
工具、器具及び備品（純額）	6,532	6,427
建設仮勘定	7,810	－
土地	※1 464,383	※1 464,383
有形固定資産合計	955,795	933,171
無形固定資産		
のれん	15,380	12,620
ソフトウエア	※3 4,439	※3 4,014
その他	254	254
無形固定資産合計	20,074	16,888
投資その他の資産		
繰延税金資産	253,777	268,800
繰延消費税額等	250,535	232,374
その他	212,535	213,912
投資その他の資産合計	716,848	715,087
固定資産合計	1,692,717	1,665,147
資産合計	4,718,052	4,229,754

（単位：千円）

	前連結会計年度 （令和４年３月31日）	当中間連結会計期間 （令和４年９月30日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	18,977	19,798
短期借入金	※1、※2 1,434,695	※2 263,000
１年内償還予定の社債	90,000	90,000
１年内返済予定の長期借入金	※1 486,421	※1 596,344
未払金	312,925	294,018
未払法人税等	26,809	54,282
賞与引当金	158,326	239,639
その他	202,514	182,066
流動負債合計	2,730,669	1,739,150
固定負債		
社債	150,000	105,000
長期借入金	※1、※4 1,236,022	※1、※4 1,712,388
退職給付に係る負債	18,113	19,941
その他	43,950	42,131
固定負債合計	1,448,085	1,879,460
負債合計	4,178,754	3,618,610
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金	234,066	234,066
利益剰余金	275,231	346,942
株主資本合計	539,297	611,008
新株予約権	－	134
純資産合計	539,297	611,143
負債純資産合計	4,718,052	4,229,754

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

（単位：千円）

	前中間連結会計期間 （自　令和３年４月１日 至　令和３年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　令和４年４月１日 至　令和４年９月30日）
売上高	2,702,639	3,285,499
売上原価	2,201,073	2,798,036
売上総利益	501,566	487,462
販売費及び一般管理費	※1 306,238	※1 384,966
営業利益	195,327	102,496
営業外収益		
受取利息	8	6
受取配当金	14	11
補助金収入	5,084	30,739
解約返戻金	16,000	－
その他	8,064	4,525
営業外収益合計	29,170	35,283
営業外費用		
支払利息	13,766	12,716
支払手数料	12,768	206
開園前費用	32,691	17,926
その他	1,662	1,264
営業外費用合計	60,889	32,114
経常利益	163,609	105,665
特別利益		
整備補助金収入	－	194,156
固定資産売却益	※2 108	－
特別利益合計	108	194,156
特別損失		
固定資産圧縮損	－	189,476
特別損失合計	－	189,476
税金等調整前中間純利益	163,717	110,345
法人税、住民税及び事業税	67,228	53,657
法人税等調整額	△15,929	△15,022
法人税等合計	51,299	38,634
中間純利益	112,418	71,711
親会社株主に帰属する中間純利益	112,418	71,711

【中間連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	前中間連結会計期間 （自　令和３年４月１日 至　令和３年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　令和４年４月１日 至　令和４年９月30日）
中間純利益	112,418	71,711
中間包括利益	112,418	71,711
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	112,418	71,711
非支配株主に係る中間包括利益	－	－

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自　令和３年４月１日　至　令和３年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	30,000	234,066	261,785	525,852	525,852
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する中間利益			112,418	112,418	112,418
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)				－	－
当中間期変動額合計	－	－	112,418	112,418	112,418
当中間期末残高	30,000	234,066	374,203	638,270	638,270

当中間連結会計期間（自　令和４年４月１日　至　令和４年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	30,000	234,066	275,231	539,297	－	539,297
当中間期変動額						
親会社株主に帰属する中間純利益			71,711	71,711		71,711
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)				－	134	134
当中間期変動額合計	－	－	71,711	71,711	134	71,845
当中間期末残高	30,000	234,066	346,942	611,008	134	611,143

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前中間連結会計期間 （自　令和３年４月１日 至　令和３年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　令和４年４月１日 至　令和４年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	163,717	110,345
減価償却費	21,858	20,359
のれん償却額	3,970	2,760
固定資産圧縮損	－	189,476
賞与引当金の増減額（△は減少）	70,480	81,313
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	5,242	1,828
整備補助金収入	－	△194,156
固定資産売却益	△108	－
受取利息及び受取配当金	△22	△18
支払利息	13,766	12,716
売上債権の増減額（△は増加）	△4,992	△31,006
棚卸資産の増減額（△は増加）	3,462	－
仕入債務の増減額（△は減少）	3,198	821
未収入金の増減額（△は増加）	129,998	87,255
未払金の増減額（△は減少）	143,385	△17,896
その他	57,350	△5,051
小計	611,307	258,747
利息及び配当金の受取額	19	15
利息の支払額	△13,766	△12,716
法人税等の支払額	△125,859	△26,150
整備補助金の受取額	873,861	1,065,095
保険金の受取額	－	5,698
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,345,565	1,290,689
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△2,901	△2,701
定期預金の払戻による収入	10,001	－
有形固定資産の取得による支出	△569,624	△186,890
その他	△42,805	△3,041
投資活動によるキャッシュ・フロー	△605,330	△192,633

（単位：千円）

	前中間連結会計期間 （自　令和３年４月１日 至　令和３年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　令和４年４月１日 至　令和４年９月30日）
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	143,713	263,000
短期借入金の返済による支出	△1,167,485	△1,434,695
長期借入れによる収入	751,000	991,000
長期借入金の返済による支出	△226,166	△404,711
社債の償還による支出	△45,000	△45,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△543,938	△630,406
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	196,296	467,649
現金及び現金同等物の期首残高	959,159	982,102
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,155,456	※ 1,449,752

【注記事項】

（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

１．連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

３社

連結子会社の名称

株式会社クオリス

株式会社エルサーブ

株式会社ダウイン

２．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

３．連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間会計期間の末日は、中間連結決算日と一致しております。

４．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

最終仕入原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物及び平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　　７～34年

車両運搬具　　２年

工具、器具及び備品　３～８年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウエア　　５年

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間連結会計期間に見合う分を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当中間連結会計期間における退職給付債務の見込額に基づき、退職給付に係る負債を計上しております。退職給付に係る負債及び退職給付費用の処理方法は次のとおりであり

ます。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生時に一括して費用処理することとしております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、以下の５ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する。

ステップ２：契約における履行義務を識別する。

ステップ３：取引価格を算定する。

ステップ４：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ５：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

収益は主に、保育、介護福祉、人材派遣の各サービスを提供したことによる収益であり、履行義務が一時点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合にはサービス提供期間にわたり定額で、又は進捗度に応じて収益を認識しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

５年間の定額法により償却しております。

(8) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

控除対象外消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は長期前払消費税（投資その他の資産のその他）とし、５年間で償却を行っております。

（中間連結貸借対照表関係）

※１ 担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （令和４年３月31日）	当中間連結会計期間 （令和４年９月30日）
現金及び預金（定期預金）	15,000千円	15,001千円
建物及び構築物	158,287	227,439
土地	464,383	464,383
計	637,670千円	706,823千円

	前連結会計年度 （令和４年３月31日）	当中間連結会計期間 （令和４年９月30日）
短期借入金	273,560千円	－千円
１年内返済予定の長期借入金	109,914	117,092
長期借入金	489,767	531,620
計	873,241千円	648,712千円

※２ 当社連結子会社である㈱クオリスにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため、前連結会計年度は取引銀行３行と、当中間連結会計期間は取引銀行１行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （令和４年３月31日）	当中間連結会計期間 （令和４年９月30日）
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,830,000千円	272,000千円
借入実行残高	1,434,696	263,000
差引額	395,304千円	9,000千円

※３　国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （令和４年３月31日）	当中間連結会計期間 （令和４年９月30日）
建物及び構築物	3,898,807千円	4,087,332千円
工具、器具及び備品	8,136	8,409
ソフトウエア	27,377	28,056
計	3,934,321千円	4,123,798千円

※４　財務制限条項

長期借入金のうち、当社連結子会社である㈱クオリスが締結した金銭消費貸借契約（前連結会計年度末借入残高144,891 千円、当中間連結会計期間末残高 103,644 千円）について財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済する可能性があります。当該条項の主な内容は以下のとおりであります。

①各決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、前年比 80%以上に維持すること。

②各決算期の単体の損益計算書に示される経常損益を２期連続して損失としないこと。

③分割実効確約期間終了日の翌日以降、毎年３月末日及び９月末日において、直近６か月間の借入人が貸付人生野支店に有する預金口座（普通預金または当座預金）への売上金その他の金銭（他行からの付替資金を含む）の月平均入金額を 30 百万円以上に維持すること。

④分割実効確約期間終了日に翌日以降、毎年３月末日を基準日として、第１条（36）に定める認可保育園 16 施設の在籍園児を 16 施設平均して定員の 70%以上に維持すること。

また、別途、前連結会計年度末借入残高 144,494 千円、当中間連結会計期間末残高 364,986 千円について財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入の要求に基づき、借入金を一括返済する可能性があります。当該条項の主な内容は以下のとおりであります。

①各決算期の単体の損益計算書に示される経常損益について２期連続して損失としないこと。

②各決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、前年比 75%以上に維持すること。

（中間連結損益計算書関係）

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　令和３年４月１日 至　令和３年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　令和４年４月１日 至　令和４年９月30日）
役員報酬	44,664千円	57,438千円
給料手当	61,043	76,904
退職給付費用	377	49
租税公課	73,917	89,607

※２　固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　令和３年４月１日 至　令和３年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　令和４年４月１日 至　令和４年９月30日）
車両運搬具	108千円	－千円

（中間連結株主資本等変動計算書関係）

前中間連結会計期間（自　令和３年４月１日　至　令和３年９月30日）

1　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	2,014,560	－	－	2,014,560

2　自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3　新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4　配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自　令和４年４月１日　至　令和４年９月30日）

1　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	2,014,560	－	－	2,014,560

2　自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3　新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）				当中間連結会計期間末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間増加	当中間連結会計期間減少	当中間連結会計期間末	
提出会社	第１回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
	第２回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	134
合計		－	－	－	－	－	134

（注）当中間期間末において、ストック・オプションとしての新株予約権を発行しております。第１回新株予約権の付与時点における公正な評価額はゼロであり、期末日時点の帳簿価額もゼロであります。詳細につきましては、「注記事項（ストック・オプション等関係）」をご参照ください。

4　配当に関する事項

該当事項はありません。

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　令和３年４月１日 至　令和３年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　令和４年４月１日 至　令和４年９月30日）
現金及び預金	1,294,082千円	1,593,780千円
預入期間が３か月を超える定期預金	△138,625	△144,028
現金及び現金同等物	1,155,456千円	1,449,752千円

（金融商品関係）

１　金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（令和４年３月31日）

	連結貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
社債（※１）	240,000	239,211	△788
長期借入金（※２）	1,722,443	1,721,637	△805
負債計	1,962,443	1,960,848	△1,594

（※１）１年内償還予定の社債を含んでおります。

（※２）１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当中間連結会計期間（令和４年９月30日）

	中間連結貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
社債（※１）	195,000	194,362	△637
長期借入金（※２）	2,308,732	2,307,888	△843
負債計	2,503,732	2,502,251	△1,480

（※１）１年内償還予定の社債を含んでおります。

（※２）１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注）以下の金融商品については、現金であること及びすべて短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

資　産

現金及び預金、受取手形、売掛金、未収入金

負　債

買掛金、短期借入金、未払金

２　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（令和４年３月 31 日）

区分	時価（千円）
	レベル２
社債	239,211
長期借入金	1,721,637
計	1,960,848

当中間連結会計期間（令和４年９月 30 日）

区分	時価（千円）
	レベル２
社債	194,362
長期借入金	2,307,888
計	2,502,251

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債、長期借入金

契約毎に分類した元利金の合計額を、新規に同様の社債発行又は借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

なお、社債及び長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

前中間連結会計期間（自　令和３年４月１日　至　令和３年９月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自　令和４年４月１日　至　令和４年９月 30 日）

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　15名 当社子会社従業員　55 名	当社取締役　３名 当社監査役　１名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　139,500 株	普通株式　156,800 株
付与日	令和４年４月 16 日	令和４年４月 16 日
権利確定条件	「第５　発行者の状況　１　株式等の状況　(2)新株予約権等の状況」に記載しております。	
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	
権利行使期間	自　令和６年４月16日 至　令和14年３月30日	自　令和５年６月１日 至　令和９年５月31日
権利行使価格	400円	
付与日における公正な評価単価	－	86円

（注）株式数に換算して記載しております。

（資産除去債務関係）

当社グループでは、事務所などの不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。この見積りにあたり、使用見込期間は、不動産貸借契約開始からの見込退去年数である５年を用いております。また、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、当中間連結会計期間の負担に属する金額は 134 千円であり、当中間連結会計期間末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は 670 千円であります。なお、賃借資産の使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないものについては、資産除去債務を合理的に見積ることができないため計上しておりません。

(収益認識関係)

１　顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

２　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

注記事項の「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項　４．会計方針に関する事項　(6) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

３　顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（１）顧客との契約から生じた債権は以下のとおりであります。

	前連結会計年度	当中間連結会計期間
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	567,213 千円	635,785 千円
顧客との契約から生じた債権（中間期末（期末）残高）	635,785 千円	666,792 千円

（２）残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1　報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、サービス別の事業部を置き、事業部ごとに取り扱うサービスについて事業活動を行っております。当社グループは、事業部を基礎としたセグメントから構成されており、「保育事業」、「介護福祉事業」及び「人材派遣事業」の３つを報告セグメントとしております。

2　報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、中間連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

3　報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自　令和３年４月１日　至　令和３年９月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他（注）１	合計	調整額（注）２、３	中間連結財務諸表計上額（注）４
	保育事業	介護福祉事業	人材派遣事業	計				
売上高								
顧客との契約から生じる収益	1,919,466	423,455	309,628	2,652,551	85,138	2,737,689	△35,049	2,702,639
その他の収益	－	－	－	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	1,919,466	423,455	309,628	2,652,551	85,138	2,737,689	△35,049	2,702,639
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	2,012	2,012	－	2,012	△2,012	－
計	1,919,466	423,455	311,641	2,654,563	85,138	2,739,702	△37,062	2,702,639
セグメント利益	485,928	25,396	2,985	514,309	9,053	523,363	△328,035	195,327
セグメント資産	2,079,875	229,404	171,553	2,480,833	47,569	2,528,403	1,146,611	3,675,015
その他の項目								
減価償却費	19,376	1,228	74	20,679	－	20,679	1,179	21,858
のれんの償却額	－	3,573	－	3,573	397	3,970	－	3,970
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	311,429	2,425	－	313,855	－	313,855	559	314,414

（注）１．「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、モバイル事業及びトレーニングジム事業を含んでおります。

２．セグメント利益調整額△328,035 千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用△328,035 千円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

３．セグメント資産の調整額 1,146,611 千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産 1,146,611 千円であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社資産であります。

４．セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自　令和４年４月１日　至　令和４年９月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他（注）１	合計	調整額（注）２、３	中間連結財務諸表計上額（注）４
	保育事業	介護福祉事業	人材派遣事業	計				
売上高								
顧客との契約から生じる収益	2,297,928	476,733	372,982	3,147,644	137,855	3,285,499	－	3,285,499
その他の収益	－	－	－	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	2,297,928	476,733	372,982	3,147,644	137,855	3,285,499	－	3,285,499
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	1,470	1,470	－	1,470	△1,470	－
計	2,297,928	476,733	374,453	3,149,114	137,855	3,286,969	△1,470	3,285,499
セグメント利益又は損失（△）	385,022	△7,510	5,069	382,581	5,461	388,043	△285,546	102,496
セグメント資産	2,264,639	252,058	147,470	2,664,168	56,199	2,720,367	1,509,386	4,229,754
その他の項目								
減価償却費	18,417	1,432	184	20,034	－	20,034	324	20,359
のれんの償却額	－	2,363	－	2,363	397	2,760	－	2,760
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	－	545	439	984	－	984	－	984

（注）１．「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、モバイル事業を含んでおります。

２．セグメント利益又は損失（△）の調整額△285,546 千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用△285,546 千円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

３．セグメント資産の調整額 1,509,386 千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産 1,509,386 千円であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社資産であります。

４．セグメント利益又は損失（△）は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自　令和３年４月１日　至　令和３年９月30日）

1　製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2　地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3　主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
東京都	1,146,786	保育事業
大阪市	304,630	保育事業
横浜市	238,698	保育事業

当中間連結会計期間（自　令和４年４月１日　至　令和４年９月30日）

1　製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2　地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3　主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
東京都	1,473,087	保育事業
大阪市	355,904	保育事業
横浜市	244,324	保育事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自　令和３年４月１日　至　令和３年９月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自　令和４年４月１日　至　令和４年９月 30 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自　令和３年４月１日　至　令和３年９月30日）

（単位：千円）

	保育事業	介護福祉事業	人材派遣事業	計	その他(注)	合計
当中間期末残高	－	24,621	－	24,621	1,787	26,409

（注）「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、モバイル事業及びトレーニングジム事業を含んでおります。

当中間連結会計期間（自　令和４年４月１日　至　令和４年９月30日）

（単位：千円）

	保育事業	介護福祉事業	人材派遣事業	計	その他(注)	合計
当中間期末残高	－	11,626	－	11,626	993	12,620

（注）　「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、モバイル事業を含んでおります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自　令和３年４月１日　至　令和３年９月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自　令和４年４月１日　至　令和４年９月 30 日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （令和４年３月31日）	当中間連結会計期間 （令和４年９月30日）
１株当たり純資産額	267 円 70 銭	303 円 36 銭

１株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　令和３年４月１日 至　令和３年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　令和４年４月１日 至　令和４年９月30日）
１株当たり中間純利益	55 円 80 銭	35 円 60 銭
親会社株主に帰属する中間純利益（千円）	112,418	71,711
普通株主に帰属しない金額(千円)	－	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益（千円）	112,418	71,711
普通株式の期中平均株式数(株)	2,014,560	2,014,560
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	－	－

（注）潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、前中間連結会計期間は潜在株式が存在しないため、記載しておりません。当中間連結会計期間は新株予約権の残高はありますが、当社株式の売買実績が無く期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和４年12月28日

株式会社ＱＬＳホールディングス
　　取締役会　御中

監査法人　コ ス モ ス
愛知県名古屋市

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　　新開　智之

業務執行社員　公認会計士　　小室　豊和

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ＱＬＳホールディングスの令和４年４月１日から令和５年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（令和４年４月１日から令和４年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ＱＬＳホールディングス及び連結子会社の令和４年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（令和４年４月１日から令和４年９月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略

され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。